

紀要

29

滋賀県出土の「丸石」研究ノート小島 孝修(1)

古代における土器製作技術の一側面

—長浜市横山城遺跡出土カマド形土器を中心にして—辻川 哲朗(8)

将棋史研究ノート7

—桂馬と香車の動きと性格—三宅 弘(17)

中世塩津港の開発重田 勉(21)

滋賀県内における遺跡出土の石臼

—集成と地域的特徴の把握—加藤 達夫(27)

古代における土器製作技術の一側面 —長浜市横山城遺跡出土カマド形土器を中心に—

辻 川 哲 朗

1. はじめに

執筆の経緯 横山城遺跡は滋賀県長浜市石田町他に位置し、『平成21年度滋賀県遺跡地図』では、中世山城として掲載されていた遺跡である（滋賀県教育委員会編2011）。平成25年度に、県道工事に伴って発掘調査が実施された。その結果、中世山城関連遺構は検出されなかったものの、予想もしていなかった7世紀頃の集落や、古墳時代後期の横穴式石室墳等が検出されるにいたった。

本稿の目的 以上の調査成果は、平成27年度末に刊行された正式報告書（以下『報告書』）において、簡潔にして要を得た報告がなされている（重田2016）。平成26年度に、辻川はこの発掘調査の整理調査を担当した。出土遺物を通覧するなかで、古代土器の製作技術上注目すべき、カマド形土器の一部と目される土師器片の存在に気づいた。『報告書』において、その土器片の位置づけをこころみつもりであったけれども、紙幅の都合でなしえなかった。当然ながら、本例については『報告書』で報告がなされている。だが、いまだしその意義について強調し、『報告書』を補完することも無駄ではないとかんがえ、あえて本稿を草することにした。

以上の目的のために、次章以下では、まず遺跡の調査の状況を概観し（第2章）、当該事例の観察結果を記述するとともに、特異な器面痕跡から本例が「輪台技法」（辻川2007）—円筒埴輪製作の一手法である、いわゆる「淡輪技法」の一例としてとらえられる可能性のあることを指摘する（第3章）。そのうえで、「輪台技法」の展開過程における本例の位置づけについて検討をおこなう（第4章）。

2. 遺跡と調査の概要（図1）（重田2016）

遺跡の位置 姉川が形成した長浜平野の東端には、南北に長くつらなる丘陵（横山丘陵）がある。この丘陵の北端部は姉川と接しており、その付近の丘陵上と麓下には長浜古墳群が展開している。戦国時代の姉川合戦では、この横山丘陵北端部付近一帯に織田方の横山城が築造された。現在も各所に郭等の城郭関連遺構が点在している（牛谷2005）。横山城遺跡は、これらの城郭関連遺構の存在をもとに設定された遺跡である。

調査の地点 横山城遺跡の遺跡範囲の南端部付近を東西に県道が横断する。これが今回の発掘調査の原因となった県道間田長浜線である。この県道の改良工事計画範囲のうち、横山城遺跡と重複する部分が調査範囲となった。

さらに具体的にいうと、調査地点の横山城遺跡の南側には比較的規模のおおきな谷が形成されており、この谷筋の

東側—高位側の北斜面に調査地は位置することになる。標高は約120～125m程度で、傾斜は比較的緩慢である。

調査の内容 県道工事は、現道南側に道路を新設する計画であった。そこで、道路予定地内を四つに区分し、それぞれに調査区が設定された（A～D区）。以下、各調査区での主要遺構と出土遺物の概要についてのべておきたい。なお、調査区番号は西から東へむけてA・C・D・B区の順に付番されているので、以下の記述もその順ですすめる。

【A区】調査範囲の西端に位置する調査区である。全体に北側がたかく、南にむかってひくくなる緩斜面地である。遺構分布は総じて希薄であるものの、焼土坑・土坑・古墳等々が検出された。さらに、調査区北半を中心に遺物包含層の分布が確認されている。本稿で取りあつかうカマド形土器片はこの遺物包含層から出土しており、その詳細については後述する。遺物包含層出土土器は須恵器を主体とし、須恵器供膳具には杯H・杯B等がある。とくに、杯B蓋の中には無力エリの個体がふくまれており、包含層の形成時期が8世紀初以降にくだる可能性ものこる。

【C区】A区の東側に設定した調査区である。この調査区も、北がたかく、南がひくい緩傾斜地である。遺構分布は総じて希薄である。主として北半部で土坑・小穴群・竪穴建物1棟が検出された。

【D区】C地区の東側に設定した調査区である。この付近は、現地表が最も低位で、丘陵斜面からの伏流水が集中し、歩行困難なほどであった。そのため、谷地形の埋積状況を確認することを目的として、4か所に調査坑（D1～4）が設定された。しかし、いずれの調査坑においても遺構・遺物は確認されなかった。

【B区】調査範囲の東端に位置する調査区である。北が高位で、南が低位となる緩斜面である。遺構密度は高く、調査区の西半を中心に竪穴建物30棟が検出された。

〔遺構〕竪穴建物は重複が顕著であり、複数回にわたって建替がなされている。また、これらの遺構の検出面上では、多量の遺物を包含する遺物包含層の堆積が確認された。

〔遺物〕遺構・包含層出土土器は須恵器を主体とし、須恵器供膳具には杯H・杯G・杯A・杯B（カエリ有）がある。竪穴建物出土土器の大半は埋土中からの出土であるため、厳密な意味で一括性には問題がのこる。とはいえ、出土遺物の様相が判明する竪穴建物を単位としてみると、須恵器杯Hと杯Bがともに出土している。このような状況にくわえて、形態的特徴も考慮した結果、竪穴建物群の存続時期は7世紀中葉～後葉頃（直前期新～京1期古：小森2005）とみておきたい。ただし、下限については、遺物包含層出

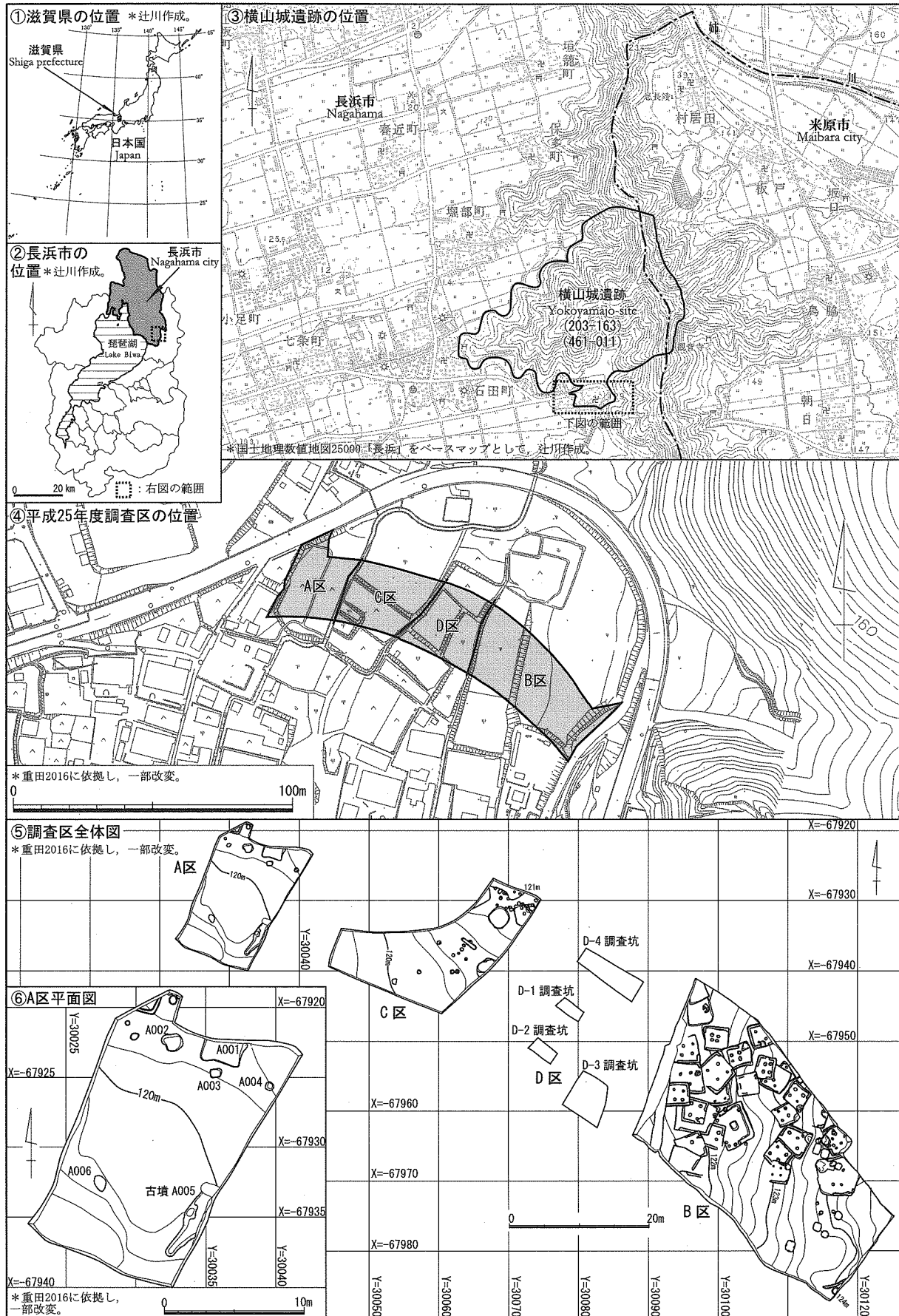


図1 横山城遺跡の位置と平成25年度調査地

土遺物に無力エリの杯B蓋がふくまれているので、8世紀初頭頃にいたる可能性もある。

さらに注目すべきは、あきらかな焼成不良品や、窯道具（置台）が出土須恵器にふくまれる点である。こうした製品がひろく流通したとはかんがえがたく、「須恵器生産に深く関わる人々と密接に関係している可能性のある」（重田2016, p95）集落とした報告者の解釈は妥当であろう。

3. 土師器カマド形土器について（図2、写真1）

観察の対象 本稿で取りあげたい土器片は、土師器カマド形土器と目される破片9点である。『報告書』では、このなかから3点が抽出・図示（『報告書』掲載図9-12～14）され、簡潔に事実記載がなされている（重田2016）。今回、これら3点とともに、抽出しなかった破片6点にたいして実物をあらためて観察する機会をえた。以下においては、『報告書』の記載を参考としつつ、あらたな観察所見を付加して、個々の記述をすすめる。なお、『報告書』掲載分は「部位+掲載番号」で記述した。また、未掲載品については、6点のなかから比較的様相の判明する体部片2点をあらためて抽出した、それらを体部A・Bとして呼びわける。

焚口部片（12） カマド形土器の焚口上部付近に相当する破片である。ゆるやかな円弧をもつ体部に、幅6cm程度の底が貼付されている。内外面ともに器面の遺存状態が不良のため、調整の詳細は判然としない。色調₁₀は、外面が橙色（7.5YR7/6）、内面が浅黄橙色（7.5YR8/6）を呈し、土師質焼成である。遺存部分に黒斑は確認できなかった。

底部（13） ゆるやかな曲率をもつ板状の破片である。三辺が破損し、一辺のみが本来の形状をとどめる。その一辺には、断面円弧状の凹みが溝状にめぐる。この溝状の凹みは幅1cm程度で、外面側がふかく、内面側はあさい。凹み面は平滑である。器体の厚さは1.8cm程度である。小片のために正確な復元径を算出しがたい。しかし、曲率からみて、復元径はかなりおおきくなる。器体の内外面の調整については、器面の遺存状態が不良のため、詳細は判然としない。色調は内外面ともに浅黄色（2.5Y7/4）を呈し、土師質焼成である。遺存部分に黒斑は確認できなかった。

底部（14） 13と同様の破片である。やはり一辺には、断面円弧状の凹みが溝状にのこる。溝状の凹みは幅1cm程度で、凹み面は平滑である。器体の厚さは上端1cm弱で、下へいくにしたがって幅を増加させ、下端部では1.5cmあまりになる。内外面ともに器面の遺存状態が不良であり、調整の詳細は判然としないものの、内面にはオサエの痕跡と目される凹みをかろうじて確認できた。色調は13と同様であり、遺存部分に黒斑はみとめられなかった。

体部A（写真1） ゆるやかな曲率をもつ板状品で、法量は一辺約7cm程度・器厚約1cmである。4辺ともに破面である。そのうちの二辺は擬口縁をなす。内外面の調整については、器面の遺存状態が不良のため、詳細は不明である。

また、小片のために器体の傾斜も確定できない。色調は内外面ともに浅黄橙色（10YR8/4）で、遺存部分に黒斑はない。

体部B（写真2） ゆるやかな曲率を二方向にもつ板状品で、法量は縦約11cm・横約13cm・器厚約1cmである。内外面は、器面の遺存状態が不良であるけれども、かろうじて以下のような痕跡をみとめることができた。まず、外面にはタテ方向の一定間隔の条線がみとめられた。この条線はタテハケメ、もしくは平行タタキ痕とみられる。一方、内面には、一定間隔で平行するナデ痕跡を確認した。このナデの施工方向を水平とし、かつ断面の粘土接合痕が内傾接合であるとする、器体は垂直ラインから約25°内側へ傾斜するように復元できる。また、小片のため体部径を復元するのは困難であるものの、ナデ施工方向での曲率はかなりゆるやかなので、比較的大きな径になると推定できる。このような上すばまりの形状で、径も大きな器体ならば、カマド形土器の体部上半部付近の破片とみても違和感はない。体部Bと同様に、色調は内外面ともに浅黄橙色（10YR8/4）である。遺存部分に黒斑は確認できない。

個体・器種の想定 以上の破片のなかで、12については形状からカマド形土器の焚口部片とみて大過ないであろう。それ以外の破片については、小片であることもあって、カマド形土器とは確言しがたい。とはいえ、13・14・体部A・体部Bは、ゆるやかな曲率をもつ板状品という形態的特徴や、胎土・色調において共通性をしめす点、包含層出土遺物のなかに同様な形状の板状品が他に見あたらない点等から、同一個体とみても違和感はない。器形については、カマド形土器もしくは煙突形土器以外に、このような大径の円筒形土器を想定しがたい。以上から、カマド形土器と確実にいえる12をふくむことも考慮して、その他の破片もカマド形土器の一部である可能性がたかいと判断した。

全体像の復元 破片をつなぎ合わせて全体像を復元するならば、つぎのようになろう。器形は、底部径が大きく、体部が上すばまりの形状を呈し、側面には焚口が切開され、その上部に底が付加されている。ただし、口縁部の形状、排煙口・把手の有無等については不明である。

時期について 先述したとおり、包含層出土須恵器には杯H（1～3）がふくまれる。一方、杯B蓋（9）は口縁部内面にカエリをもたず、8世紀以降に下降する。本例の時期は、確言しがたいけれども、堅穴建物の存続時期（7世紀中葉～後葉頃）のなかで位置づけておく。

底部13・14の器面痕跡の解釈 本例でもっとも注目されるのは、底部13・14で確認された溝状の凹みである。このような形状の器面痕跡は、円筒埴輪の製作技法の一つであるいわゆる「淡輪技法」の器面痕跡一すなわち底面付近にのこる溝状の圧痕にほぼひとしい。それゆえ、本例の製作にあたって、いわゆる「淡輪技法」が適用されていた可能性がたかいと判断した。

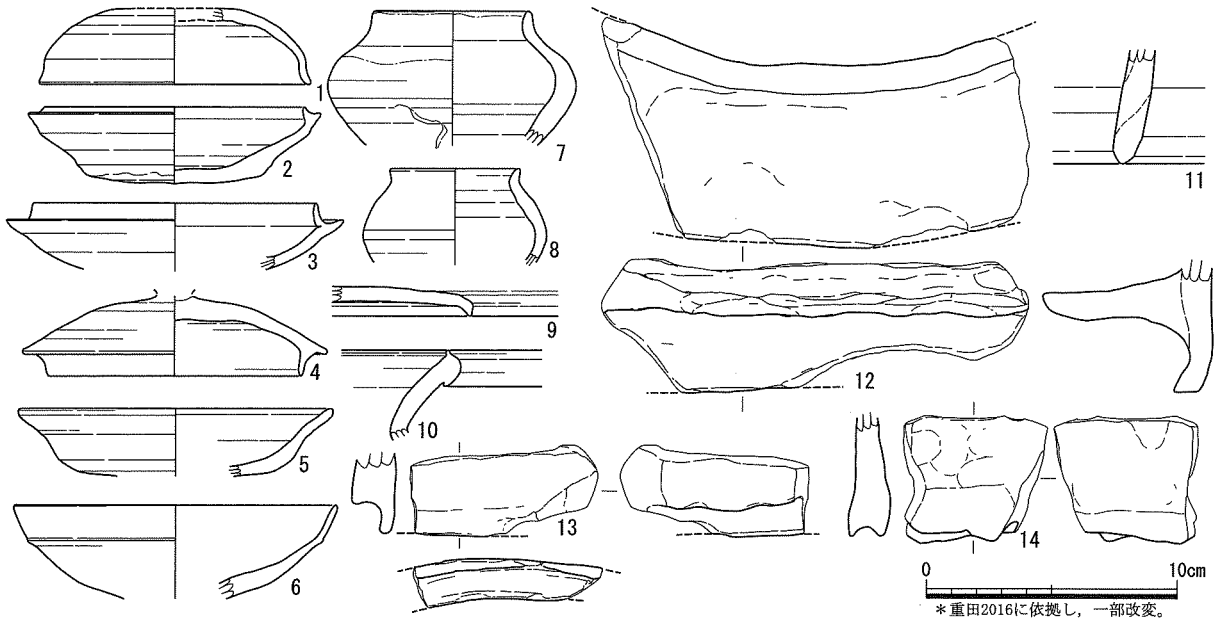


図2 A区遺物包含層出土遺物実測図

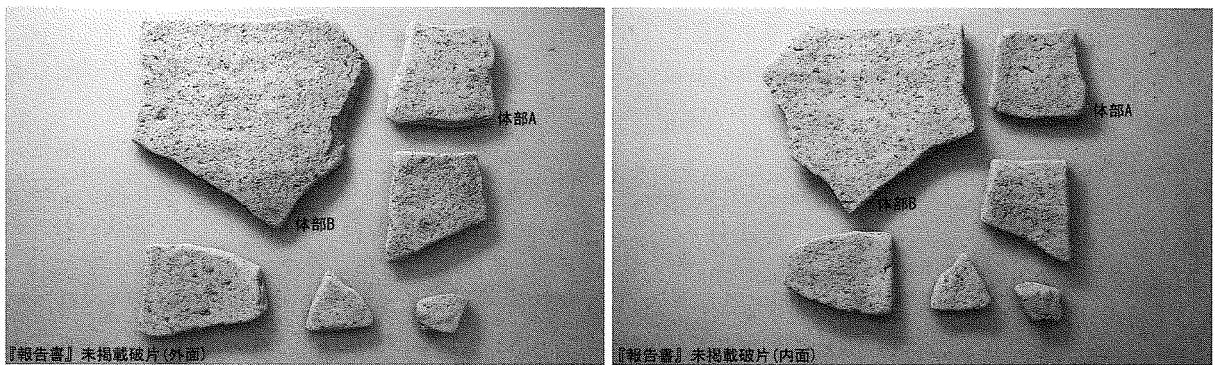
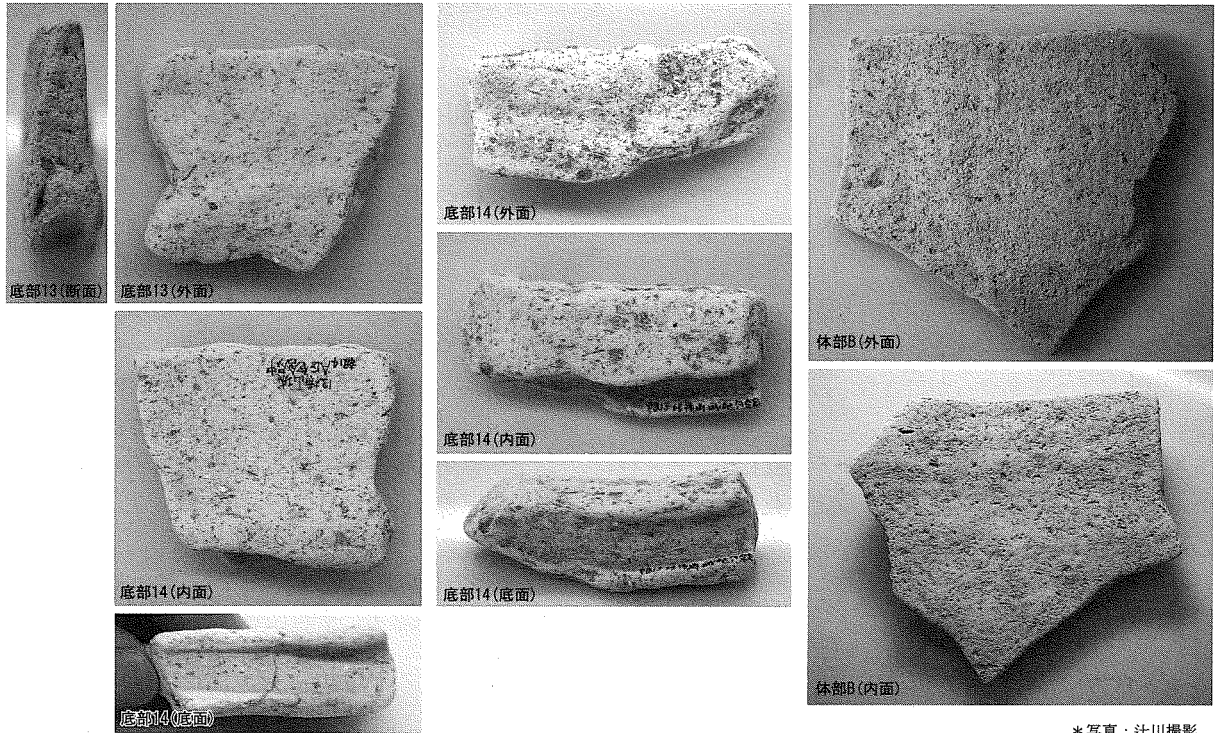


写真1 A区遺物包含層出土カマド形土器関連写真

4. 輪台技法について（図3，写真2）

輪台技法（いわゆる「淡輪技法」）以前に、いわゆる「淡輪技法」によって製作された円筒埴輪の技術系譜と技法意図について再検討をくわえ、あらたな解釈を提示するとともに、その展開過程についても予察をこころみることがある（辻川2007，以下前稿）。

本例の出土をうけて、系譜・技法意図については、前稿で提示した私案をおおきく変更する必要はないけれども、展開過程については見なおす余地が生じたとかんがえている。その点についてのべるに先だち、本章では、いわゆる「淡輪技法」にかんする前稿での私見を確認しておく

なお、後述するとおり、いわゆる「淡輪技法」は列島の埴輪に限定されるものではないし、淡輪地域から各地へ波及したともいいがなくなったから、円筒埴輪の製作技法として命名された「淡輪技法」という名称は適当ではない。そこで、前稿では機能的側面に着目して「輪台技法」とあらためた。以下においても輪台技法をもちいる。

技法の意図 まず、輪台技法の意図についてのべる。

【従来の解釈】輪台技法の器面痕跡にたいしては、つぎのような解釈案が提示されていた。①自重でゆがんだ底部を矯正した痕跡（川西1977）、②底径を一定にそろえるための規格具としてもちいた一定径の「輪」（ring）の痕跡（藤永1981，坂・穂積1989，鈴木2003等）、③底部が自重でゆがむことを防止するための「輪」の痕跡（坂・穂積1989，鈴木2003，川西2004）。

【解釈の問題点】これらのうちで、①については、器面痕跡が蔓等の植物をリング状にした「輪」の圧痕であることが製作実験によってあきらかにされ、否定された（坂・穂積1989）。

また、②については、検討の結果から成立しがたいとかんがえた。確実に規格工具によって規定されたことが判明している突帯間隔と、輪台技法によって製作された円筒埴輪の底径とを比較した場合、前者に比して後者の方が誤差がおおきく、なんらかの規格工具によって底径の規格化が実現されているとはいいたいからである。

さらに、③については、つぎのような問題がある。古墳時代後期には、円筒埴輪の成形段階が省略されるとともに、それによって自重でゆがみやすくなった底部を矯正する方法（底部調整）が出現する。しかし、輪台技法が出現する中期に成形段階の省略化傾向は見いだせず、その出現背景を十分に説明できていない。

以上から、それら以外の意図を想定することが必要となったわけである。

【回転台離脱技法としての解釈】前稿においては、輪台技法による円筒埴輪では、回転台²²利用を前提とした須恵器技法が多用されていることに着目し、回転台とのかかわりで技法の意図をつぎのように解釈した。

まず、回転台によって製作した場合、乾燥工程にうつる

ため、製作途中や製作終了時に回転台から移動させなければならない。でないと、継続して作業できず、回転台を有効活用できないからである。ゆえに、回転台から器体を取りはずす必要があるけれども、そのさいには器体にゆがみ等の影響をあたえないようにしなければならない。その一方で、回転台に器体を確実に固定できないと、回転時に器体が不安定になってしまう。つまり、回転台を利用した土器製作では、回転台に器体を確実に固定しつつ、取りはずしやすい方法（回転台離脱技法）が必要となるのである。

「輪」を利用すれば、この条件はみたされよう。「輪」と回転台上にまたがるように基底部粘土を付置すれば、確実に回転台に固定できるし、取りはずすさいに「輪」を保持すれば、直接ふれずに器体を移動できるからである。

以上から、輪台技法を回転台離脱技法の一手法として位置づけた。

技法の系譜 さらに、この技法の系譜についてのべよう。

【従来の見解】当初は、埴輪・土師器・須恵器に該当する技法が見あたらないことから、あらたに発案されたものとされていた（川西1988A）。

【系譜の想定】しかし、検索の視野をひろげた結果、韓半島南部地域の鉄・鉄器生産関連遺跡から出土した大型送風管のなかに、列島の輪台技法によって製作された円筒埴輪の器面痕跡と同様の事例を見いだした。時期的には4世紀以前に遡上する例があり、列島の輪台技法より確実に先行する。また、鎮川三龍里88-1号窯の出土例から、鉄・鉄器生産関連工人在前で製作したのではなく、土器製作工人の手によって生産されたとみた。さらに、分布域が漢城期百濟（鎮川石帳里遺跡・鎮川三龍里窯）・新羅（慶州陸城洞遺跡・密陽沙村遺跡）の領域におよぶこともわかった。

以上から、列島の輪台技法は、韓半島南部地域において、土器製作工人が保有していた大型円筒形土器製作の一手法に系譜をもとめられるとかんがえた。

【出土事例の増加】なお、前稿以後、韓半島南部地域における出土事例は確実に増加している。また、出土地域も京畿道・忠清北道・慶尚南道・慶尚北道に拡大するとともに、時期的にも三国時代をとおして存続するようである。このような韓半島での出土現況にたいする検討は別稿にゆずり、ここでは、輪台技法が三国期の韓半島南部地域において、各地の土器製作工人たちが保有していた技術であることをあらためて確認して、先にすすめたい。

技法の展開 つぎに、輪台技法の展開について整理する。

【従来の解釈】従来は、いわゆる「淡輪技法」が列島内一時期的に先行する淡輪・紀ノ川下流域で創案され、その後各地へ波及したとされていた（川西1988A・鈴木2003等）。

【前稿の解釈】しかし、輪台技法の系譜が韓半島南部の大型円筒形土器製作技法にもとめられるとすると、このような従来の解釈は成り立ちがなくなる。とくに、列島における初期須恵器生産が韓半島南部地域の陶質土器工人の各地

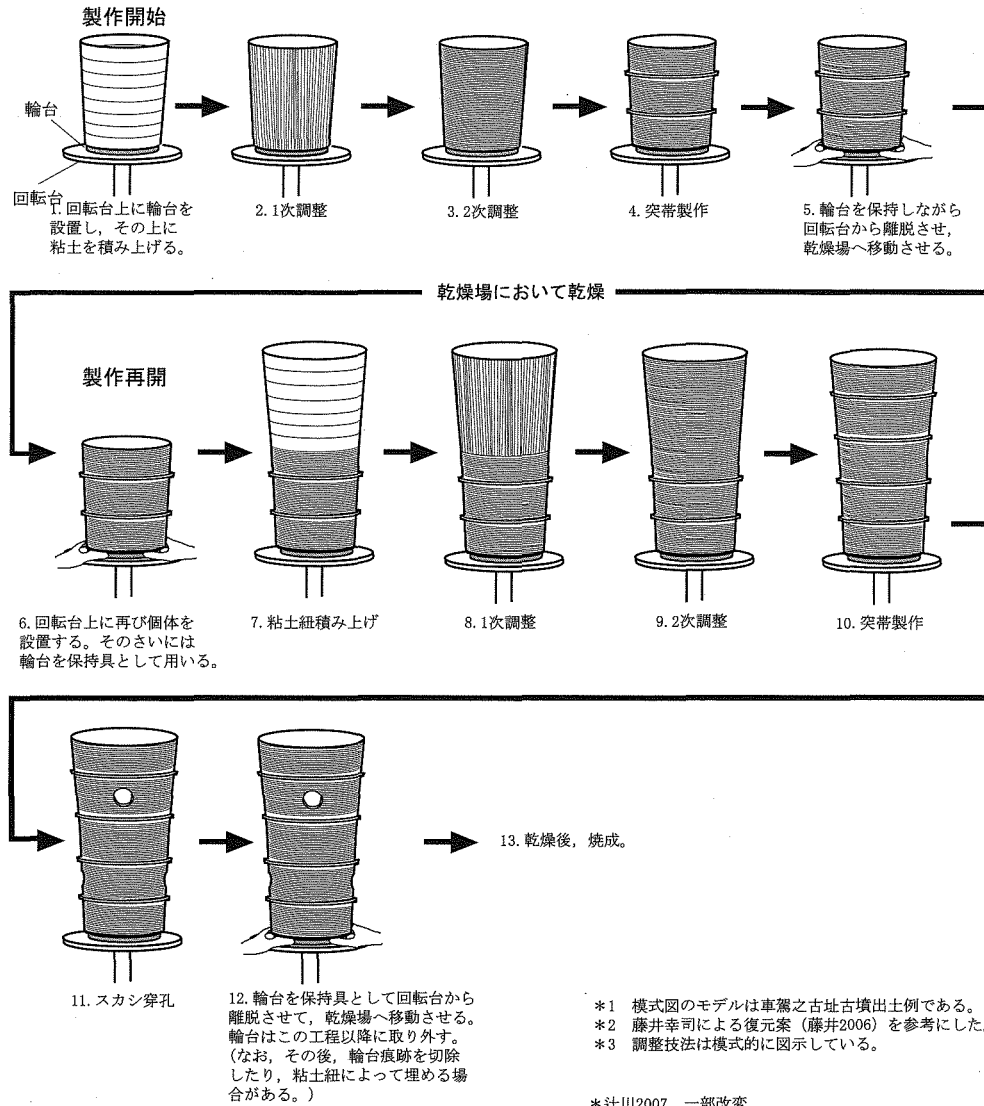


図3 輪台技法による円筒埴輪製作工程模式図

への渡来によって開始されたとすれば、かれらが輪台技法を当初から保有していた可能性を否定できない。となると、淡輪・紀ノ川下流域以外の初期須恵器窯から出土した輪台技法による円筒埴輪の製作者は、淡輪・紀ノ川下流域の工人ではなく、その地に渡来した陶質土器工人であり、かれらが埴輪生産に動員されたさいに、保有する諸技術のなかから輪台技法を選択し、大型円筒形土器—円筒埴輪の製作に援用した、とみることもできる。つまり、淡輪・紀ノ川下流域からの一元的波及ではなく、各地に渡来した陶質土器工人によって同時多発的に発生した可能性が生じるわけである。

ただし、前稿では、列島における須恵器生産の中心地—大阪南部(陶呂)窯跡群において輪台技法が伝習された可能性はひくいとかんがえた。陶呂窯領域内の古墳に伴う埴輪や、生産していた須恵器各器種には輪台技法の適用がみとめられないことから、技法保持のために必要となる輪台技法を伝習する場がなかったと判断したからである。

そのこともあって、中期後葉段階以降の輪台技法による

埴輪の伝播については、輪台技法による埴輪生産が一定継続し、輪台技法を伝習・保持しえた可能性のある淡輪・紀ノ川下流域の埴輪製作集団を起点とし、各地へ波及したと想定した。くわえて、かならずしも須恵器地方窯の波及と連動しないので、須恵器工人としての側面よりも、埴輪工人としての側面が濃厚であるともかんがえていた。

5. 輪台技法の展開過程における本例の位置づけ

7世紀の輪台技法をどう解釈するか 今回、はからずも7世紀代の輪台技法例があきらかとなった。それによって、前稿では想定もしていなかった課題—すなわち、埴輪生産の終焉後における輪台技法と、古墳時代中・後期の埴輪製作に適用された輪台技法との関係をいかに解釈するのか、という課題があらたに生じることになった。以下、この課題にたいして検討をすすめていく。

まず、横山城遺跡例のような7世紀頃の輪台技法による土器の製作者像について検討する。この点にたいしては、つぎの選択肢を想定できるとかんがえる。

①埴輪生産の終焉後に、輪台技法を保持していた埴輪工人が須恵器生産に参加して製作した。

②輪台技法を保有しつつづけていた（技法伝習していた）須恵器工人が製作した。

③埴輪生産の終焉とともに、輪台技法はいったん途絶したけれども、その後—7世紀頃になってあらためて創案されたか、もしくは外部のいずこから伝来した。

このうちの①は、列島において輪台技法の適用が埴輪製作に限定されていたつまり、通常の須恵器製作では輪台技法を適用する機会はなく、技術伝習の機会が埴輪製作の場に限定されていたことを前提としている。しかし、輪台技法による埴輪製作は、6世紀中葉頃には終焉をむかえていた可能性がたかく、横山城遺跡例との間にはすくなくとも半世紀以上の間隙が生じることになる。となると、技術伝習の機会である埴輪製作の場を想定しがたいから、この間の技術伝習を想定することは困難であろう。

つぎに③については、この段階であらたに創案される必然性を十分に説明できない。また、その段階でいずこからあらたに伝来したというのも、その他の要素・状況からみて積極的に想定しがたい。そうすると、消去法的に②がのこる。やはり、7世紀代の輪台技法と、古墳時代中・後期の埴輪にみられる輪台技法との間に系譜関係があるとかんがえる。

この場合、もはや埴輪製作は終焉していたはずであるから、須恵器生産活動のなかで輪台技法による製作の機会が継続され、それによって技法伝習がなされたことが前提となる。しかし、問題はのこる。先述のごとく、古墳時代・古代の須恵器各器種には輪台技法が適用された痕跡が見あたらないからである。この点を整合的に説明することは容易ではないものの、現時点での私見をのべていきたい。

須恵器製作における輪台技法 まず、輪台技法が確実に適用されたことが判明する器種は送風管・埴輪（円筒部）・カマド形土器である。これらの器種は底をもたない円筒形土器という点で共通する。つまり、輪台技法は円筒形土器—とくに無底の円筒形土器の製作法とみることができる。この種の土器に輪台技法が適用された主たる理由は、無底の場合、回転台からの離脱をはかるさいの器体への影響が有底の場合に比して顕著であったからであろう。

そうかんがえると、製作工程のなかに円筒形をなす段階をふくむ器種が輪台技法適用の候補となる。具体的には、煙突形土器・筒形器台・高杯形器台（脚部）等があげられる。くわえて、口頸部と体部とを別個につくり、最終的に両者を接合する大甕も候補になるかもしれない。成形時の口頸部は無底の円筒形をなしていたからである。

倒立技法と輪台技法 ただ、煙突形土器の一部と筒形器台は倒立技法によって製作されている。また、高杯形器台の場合は、脚部を倒立したうえで、別づくりの杯部と結合させている。そこで、倒立技法と輪台技法の関係について、

あらためて確認する必要がある。

【前稿段階での問題点】 前稿では、倒立技法と輪台技法との関係については言及していない。だが、前稿を執筆した段階では、輪台技法と倒立技法が一個体の製作に併用されることはなく、輪台痕跡を確認できる例のほぼすべてが正立技法であることから、両者が排他的関係にあると漠然とかんがえていた。

しかし、そもそも輪台痕跡は正立技法の場合でしか最終的に遺存しえない。倒立技法の場合、輪台痕跡がのこる底部では、倒立後にさらに成形がすすめられ、痕跡したいが消滅してしまうからである。それゆえ、輪台痕跡が正立技法による例にともなう事例をもって、輪台痕跡と正立技法との相関性はいいえても、倒立技法と輪台技法とが排他的関係にあるとまではいえない。

【技法の意図の違い】 さらに、倒立技法と輪台技法は技法の意図がことなるので、同一水準では比較できない点も確認しておきたい。

倒立技法の主たる意図は、乾燥が進行した倒立前の「上部」を倒立して底部とし、器体の変形をふせぎつつ、上部への積みあげをすすめ、より効率的な製作をおこなうことにある。それにくわえて、器体上下端部を意図した形態や、適切な調整でしあげることもある。ゆえに、それと対比されるべきは正立技法である。

一方、輪台技法の第一義的な意図は、無底円筒形土器という形態の器体を安全に回転台から離脱させ、場合によっては回転台に再設置することにある。つまり、輪台技法は回転台離脱（着）技法の一手法であり、対比すべきは回転ヘラキリ・糸切り手法等である。

【倒立技法と輪台技法とが併用された可能性】 以上から、倒立技法をもちいた場合においても、回転台からの離脱をはかるさいに輪台技法が適用された場合を想定することが可能であろう。そこで、このように倒立技法と輪台技法が併用された場合を想定してみよう。まず輪台上で一定の高さまで成形され、調整された後、輪台を保持して回転台から離脱させ、乾燥工程にすすむ。完成後、天地を倒立させ、倒立前の底部からさらなる成形をすすめる。それに先だつて、輪台痕跡は除去されたはずであるから、最終的に輪台技法を確認することはできなくなる。

【須恵器生産における輪台技法の伝習】 以上の検討結果はつぎのようにまとめられる。

列島での須恵器生産開始以降、輪台技法は通常の須恵器生産活動のなかで一貫して適用され、技法が伝習された。しかし、ほとんどの器種の場合、製作途中で輪台痕跡は除去されてしまうため、完成時には確認できなくなる。一方、除去が不要と判断された器種—具体的には、下半を埋置する埴輪等—の場合にのみ、完成時に痕跡としてのこされた。

カマド形土器と輪台技法 今回、横山城遺跡例をカマド形土器と推定した。カマド形土器も無底円筒形土器の一種で

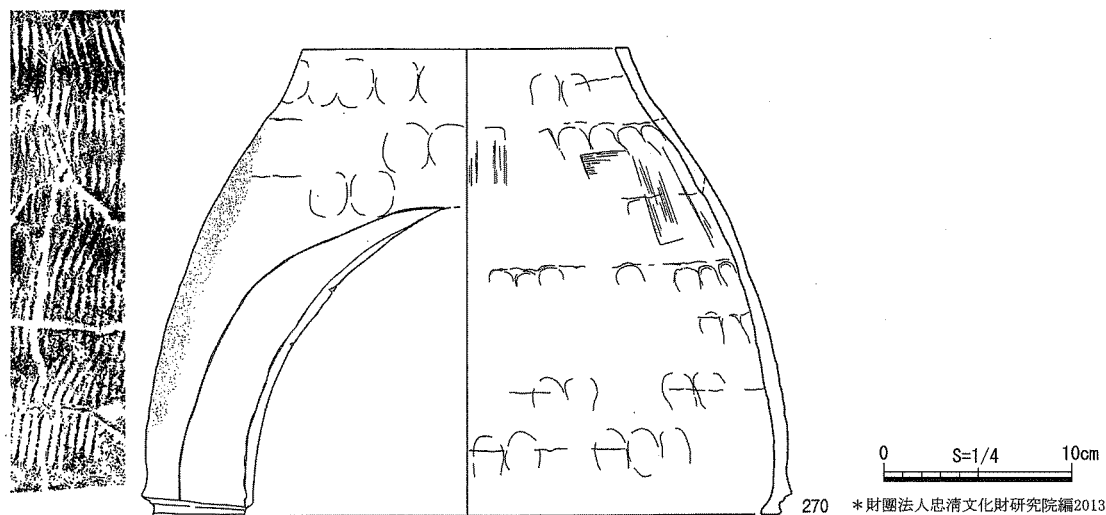


図4 韓半島南部における輪台技法によるカマド形土器例（唐津城山里（3-1地点）第20号住居址）

ある。須恵器工人がそのような形態の土器の製作をおこなう必要が生じた場合に輪台技法が適用されたとかんがえる。ただし、現時点では、輪台技法が適用されたカマド形土器の確実な例は横山城遺跡例以外にはみられない⁽³⁾。

【韓半島における事例】しかし、韓半島まで視野をひろげると、類例を見いだすことができた。それは忠清南道唐津市の唐津城山里遺跡（3-1地点）第20号住居出土カマド形土器である（図4、財団法人忠清文化財研究院編2013）⁽⁴⁾。本例は裁頭円錐形を呈するもので、把手・底・排煙孔等をもたない。各部の法量は底径32.9cm・口径17cm・器高29.7cm・器厚0.6～0.8cmである。色調は明褐色（7.5YR6/3）で、胎土は砂質粘土である。詳細は以下の報告文にゆずる。

「カマド形土器である。底部接地面から上部末端部まで、連結されている。火口と判断される正面部の一部を欠失されていた。器壁は粘土帯を内傾接合し、薄く成形しており、底部接地部と隣接する下段側がもっとも分厚く製作されている。底部接地面は厚さ0.9cmで、扁平に製作され、外側を押さえながら回転成形しており、1.1cmの高さにわたって胴体部外面が外側に細くとがるように突出しながら、ななめに上昇している。上部末端部の全体幅は底部接地面よりうすく成形している。上部末端部の上面は扁平であり、角をなして処理されている。火口は復元高16.2cmの規模で半円形の形態で配置されている。火口の底部幅は対称形かどうか不明であるので、明確な復元幅を提示するには限界がある。ただし、火口の縁に、火口の形態と規模の大略的な下絵を胴体部に陰刻線文でのこしており、実際の火口はこれよりも小規模に設置された様子が把握された。内面にはオサエ痕とナデ痕がのこる。外面は集線文打捺後に上部末端部は回転ヨコナデで整面されている。胎土は最大5mmの石粒と石英が多量に包含された砂質粘土がもちいられている」（財団法人忠清文化財研究院編2013、p205）。

これによって、報告者は底部下端の段状形態を「回転成

形」の結果とみたことがわかる。「回転成形」として具体的にどのような動作を想定しているのか判然としない。しかし、指等による回転運動を利用した成形という意味ならば、その解釈にはつぎのような疑問がのこる。

内傾接合という観察結果がただしいとすると、本例は正立技法で製作されたことになる。しかし、回転台上で正立状態にある器体の底部外面、しかも底端部付近に「回転成形」することはきわめて困難であるから、不自然といわざるをえない。さらに、端部形状が変化するほどに「回転成形」した意図もわからない。一方、その断面形状は、輪台技法の輪台痕跡と見なししても、まったく違和感はない。

【輪台技法適用の共通性】以上から、本例も輪台技法の適用例である可能性がたかいと判断した。とはいえ、時期と地域がまったくことなる本例をもって、横山城遺跡例との間に直接的な関係を読みとるつもりはない。そうではなくて、時代と地域を異にするにもかかわらず、輪台技法を保有するという点で共通した日韓の土器製作工人が、カマド形土器という無底円筒形土器の製作をもとめられた場合に同様の技法選択をした例として評価したいのである。

6. おわりに

以上の検討結果を箇条書きにしめし、まとめにかえたい。

①長浜市横山城遺跡から出土したカマド形土器片には、輪台痕跡と目される器面痕跡が確認され、輪台技法によって製作されたとかんがえるとともに、同一層出土土器の様相や周辺の状況から、7世紀中葉～後葉頃の所産とみた。

②従来、輪台技法は韓半島南部地域の土器製作工人が保有していた回転台離脱技法であり、須恵器生産の開始とともに列島へ波及し、その後埴輪生産の場で適用されていたとかんがえていた。しかし、7世紀代の輪台技法例の存在から、須恵器工人のなかで、無底円筒形土器の製作技術として技法が伝習され、埴輪生産が終焉した後にも必要にお

うじて輪台技法が適用された可能性を指摘した。

③カマド形土器への輪台技法の適用例は、列島ではまだすくないけれども、韓半島南部では類例があり、回転台離脱技法として共通した手法を保有する日韓の土器製作工人が無底円筒形土器としてのカマド形土器を製作するさいに同様の対応をした可能性がたかいことを指摘した。

横山城遺跡例の出土によって、前稿で予察的にしめした輪台技法の展開過程の見とおしを変更する必要があることになった。ただし、これは須恵器工人が保有していた技術体系の一端を推定したにとどまり、輪台技法による埴輪の波及とその製作集団の実像については、単純に須恵器工人に限定できるとかながえていくわけではない。前稿で想定したように、埴輪工人としての側面を色濃くしめず集団が成立・活動した余地ものこっており、今後は個々の事例を再検討することが必要とかがえる。この点もふくめて、のこされた課題について今後の検討を期して、ひとまず本稿をおえることにしたい。

〔付記〕本稿の作成にあたって、稲田孝司先生から貴重な御教示をたまわった。まずもって、厚くお礼申し上げたい。また、現地調査担当者である重田勉氏、平成27年度整理調査担当者である瀬口眞司氏からも、ご高配とご教示をいただいた。さらに、堀真人氏からは、議論をとおして貴重なご示唆をたまわった。いずれも心より感謝を申し上げる。

註

- (1) 以下、色調の記述は、『新版標準土色帖』（小山・竹原編著 2004）に依拠する。
- (2) 本稿における「回転台」とは、縦軸をもち、「主に調整段階で利用される一種の作業台」で、「これに一定の力を与えれば多少の遠心力を得ることも不可能ではない」（田辺1981, p.59）作業台の意味でもちいている。
- (3) 列島におけるカマド形土器への輪台技法の適用をかがえるうえで、稲田孝司氏による以下の記述はきわめて興味ふかい。「第一の付け底系統の甕形土器は、奈良県平城京からの出土例によれば次のような工程で製作されている。まず甕形土器の底部の大きさを定めたタガ状の輪を置き、その規格にあわせて粘土を巻きあげ、裁頭円錐形に近い体部をつくる。つぎに前面と定めた部分に底を貼り付け、最後に焚口をへらで切り開き、また把持孔を穿つ」（稲田1978, p.55）。

なお、現時点で「奈良県平城京からの出土例」の現物を実見するにはいたっていない。今後も当該事例を検索を継続し、ぜひ資料実見をはかりたい。

- (4) 本例を出土した住居址をふくむ集落は、出土土器から漢城百濟期に時期が想定されている。従来、韓半島でのカマド形土器は、嶺南地域を中心に分布する。本例は、従来の分布域外での出土事例であるとともに、時期的には韓半島でも最古級のカマド形土器となる可能性もあって、派生する問題は多岐にわたる。この点については、別の機会に検討したい。

文献（著者名・刊行機関名50音順、刊行年順）

- 稲田孝司（1978）「忌の竈と王権」『考古学研究』25-2、考古学研究会
- 牛谷好伸（2005）『詳細遺跡分布調査報告書2—横山古墳群・横山城跡及び関連諸確認調査—』長浜市教育委員会
- 川西宏幸（1977）「淡輪の首長と埴輪生産」『大阪文化誌』2-4、財団法人大阪文化財センター（川西1988Bに補訂収載）
- 川西宏幸（1978）「円筒埴輪総論」『考古学雑誌』64-2・4、日本考古学会（川西1988Aに補訂収載）
- 川西宏幸（1988A）「第四章 円筒埴輪総論」『古墳時代政治史序説』塙書房
- 川西弘幸（1988B）「第五章 田身輪の首長」『古墳時代政治史序説』塙書房
- 川西宏幸（2004）「生産の変革」『同型鏡とワカタケル』同成社
- 鈴木敏則（2003）「淡輪系埴輪2003」『埴輪—円筒埴輪製作技法の観察・認識・方法—』第52回埋蔵文化財研究集会実行委員会
- 小森俊寛（2005）『京から出土する土器の編年的研究』京都編集工房
- 小山正忠・竹原秀雄編著（2004）『新版標準土色帖』日本色研事業株式会社
- 財団法人忠清文化財研究院編（2013）『唐津 城山里遺蹟（3-1次地点）』
- 重田 勉（2016）『横山城遺跡 朝日遺跡』（県道間田長浜線補助道路整備事業に伴う発掘調査報告書）滋賀県教育委員会・公益財団法人滋賀県文化財保護協会
- 田辺昭三（1981）『須恵器大成』角川書店
- 辻川哲朗（2007）「埴輪生産から見た須恵器工人—「淡輪技法」の解釈と系譜をめぐって—」『考古学研究』54-3、考古学研究会
- 坂 靖・穂積裕昌（1989）「付論 淡輪技法の伝播とその問題」、同志社大学考古学研究室編『和歌山市木ノ本釜山（木ノ本Ⅲ）遺跡発掘調査報告書』和歌山市教育委員会
- 藤井幸司（2003）「円筒埴輪製作技術の復元的研究」『埴輪—円筒埴輪製作技法の観察・認識・方法—』第52回埋蔵文化財研究集会実行委員会
- 藤永正明（1981）「西小山古墳」『淡輪遺跡発掘調査概要Ⅲ』大阪府教育委員会

（つじかわ てつろう：整理調査課 副主幹）

ANNUAL BULLETIN
of
Shiga Prefectural Association for Cultural Heritage
Vol.29 2016.3

私たちは文化財をとおして
ゆたかな滋賀づくりに貢献します。



公益財団法人滋賀県文化財保護協会
Shiga Prefectural Association for Cultural Heritages